同和教育シリーズ ⑬

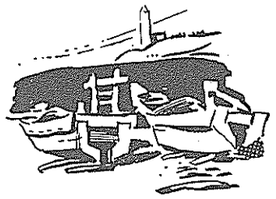

部落解放への道

解放令のもたらしたもの

明治四年八月に出された解放令はその後、部落の人びとにどのような影響をもたらしたでしょうか。結果論になりますが解放令は実際にはなんらの改革をもたらさなかったのです。それどころか部落大衆をさらにきびしい差別と生活困難におとしいれてきたといえます。前の項でのべたようにこの解放令は外国との交際上国の体面を保つためと、富国強兵、殖産興業の国是を推進する方策の一つとして（お上のつごうで）出されたものであったため、大江卓などの立派な建議は無視され、たんに一片の布告にしかすぎず、差別と貧困に苦しんできた部落の人びとには仕事や金銭や土地など経済面での援助はなに一つ保障されませんでした。それどころか、法の上で一人前に扱うから税金を納めよ、兵役に服せといった義務だけが負わされました。そのうえ徳川時代には部落の人のみの特権として認められていた皮革加工の仕事は、急速に西洋化する社会風潮のなかで靴、かばんなどの需要が急増するのに目をつけた資本家の近代工場の進出によってつぶされてしまい部落の多くの人は失業し、封建時代より以上のみじめな生活に追いこまれました。解放令を出しておきながら、このように部落差別を残すようなことをなせしたでしょうか、さきに書いたように欧米諸国に追いつくため殖産興業を盛んにし、資本家を保護する政策をとったのです。資本家にお金がたまるようにするため労働者を低賃金で使うことを考えたのです。このために徳川封建時代の「上みて暮すな下みて暮せ」という考え方を利用すればうまくいきます。このような低賃金政策によって資本家を短年月に大きく育てるため徳川時代の身分差別を最大限に利用したのです。

しかし明治の新しい時代に入ってこのような新政府の政策によって生活が苦しくなったのは部落の人たちだけではありませんでした。明治六年に農民に土地の完全私有権を認めて喜ばしておいて、明治八年には地祖税を土地の売買価格の百分の三に改め金納にするという重税を新政府は農民におしつけたのです。これに反対する農民一揆が全国各地におこりましたが、その一揆のなかで部落解放令に反対して部落を襲げきしたものもありました。高知県でも明治四年の十二月頃高岡、吾川、土佐の三郡の一部で農民一揆がありましたがその一揆の趣意書の一節に「解放令を出したことは我々百姓を部落民の身分におとしたことになるので承知できない」ということが書かれています。このことは、それまで部落の人たちを見下していた農民が解放令によって部落の人と同等になったことは自分たちの身分が下げられたことと同じであり、今までより一層貧しい生活に追いやられると思いこみ、部落の人たちも農民たちも共に苦しめられていることに気がつかなかったからです。この考え方が部落差別をのちのちまでも支えることになるのですが、このため部落の人々は生活のためきちんとした仕事につけず条件の悪いところで、安い賃金で働くしか生きる方法はありませんでした。このことは、その後、日本経済社会の発展の中で部落の人たちが、多くの働く庶民大衆の低賃金の支えとしての役割を担わされ近代的な産業からしめ出され、みじめで貧乏な生活をせざるを得ない状態に追いこまれたのです。明治百年以上経た今日でも未解放部落としてとり残された主な原因は、明治の解放令のあとの政府の行政施策の貧困（皆無）さにあるのです。今日ようやく政府もこれに気づいて（気付かされて）同対特別措置法を施行するようになったのですが、本来これは百年前にやるべきことだったのです。

これときわめて対照的なのは旧武士階級の人たちに対して明治新政府がとった行政施策を参考に書いてみましょう。

封建時代には「切り捨てご免」などの特権を与えられ民衆の上にあぐらをかいて威張っていた武士階級も廃藩置県によって職を失ったのですが、この武士階級の人々に対して新政府は明治八年に、当時の金で二億一千余万円（現金で三千数百万円、秩禄公債で一億七千数百万円）という莫大なお金を出してその生活を保障し債券には年八分の利子をつけたので身分の高い武士は利子だけでも生活出来たしその他の下級武士でも職人の一日の手間賃が四十銭（今日では大工や左官の手間賃は四千円以上）位の時代に数百円以上もらったので、ある者は土地や山林を買って地主になったり、会社に投資して資本家になったものも沢山あります。そのうえ旧武士は新政府の官吏に優先採用され、足軽などでも警察官に登用されるなど手厚く保護されております。

部落の人びとに対する施策と比較してみると明治政府の考え方がよくわかると思います。この施策の差が未解放部落を今日まで未解放の状態に残した最も大きな原因であり、今日同対特別措置法などをつくって部落の解放を行政の責任においてやらなければならない理由なのです。

☆ ☆ ☆

12月定例市議会

一般会計 二億三千万円を追加

水道事業は繰り延べ

十二月定例市議会は十二月二十二日から二十六日までの五日間の会期で行なわれ、一般会計補正予算、市職員の給与改正、市税条例の一部改正など議案十三件、報告一件を可決、承認。議会選出の監査委員を猪野茂行氏（公明党）にすることに同意。申し合わせによる常任委員会の委員をそれぞれ選任。議員提案の「国立医大設置」特別委員会の設置など七件を可決しました。

また、議員提案の「教職員の定員増に関する意見書」を否決。四十七年度一般会計などの決算認定を継続審議（水道企業会計は九月に認定すみ）としました。

この議会は十二月三十一日で任期が満了する金堂市政の最後の議会となりましたが、金堂市長は「糖尿病で一週間の安静加療を要す」という医師の診断書を添えて欠席したため、徳橋助役が代って提案理由を説明しました。

なお、議員提案の「国立医大設置特別委（委員長沢村武一）」は、国立医科大学の建設予定地に岡豊町小蓮が本決りになったためのもの。「市民会館用地調査特別委（委員長橋本一二三）」は、市民会館の用地として開発公社から取得した用地取得に関する調査「四十七年度同対事業調査特別委（委員長島内正雄）」は、さる九月の定例会以来、問題となっています同対事業について、地方自治法百十条に基づいて調査にあたるため設置されたものです。

人勧で一億一千万円

一般会計

《提案の理由》市長選挙後で金堂現市長の残任期間の少ないなかでの予算編成なので現在までの関連事項の処理にとどめた。

《主な内容》二億三千六百五十三万二千円を追加して、予算総額四十四億四百九十六万八千円。歳入は地方交付税七千七百九十二万三千円、国・県支出金五千八百四十一万四千円など。

歳出の主なものは、人事院勧告による職員の給与一億一千九百八十万三千円。これは昨年の八月九日、人事院勧告があり国家公務員の給与が四月一日にさかのぼって改正され、地方公務員もこれに準じて改正されたもので、四月からの差額分を十二月に支給することにしたもの。

そのほか、老人医療費の扶助五百万円、乳児の医療費扶助二百万円、白木谷のゴミ埋立地工事三百七十七万円、香南清掃組合の負担二千二百万円、園芸作物などの作付転換補助九百七十二万円、坪池前東線の舗装四百二十四万円、田村藤の宮線改良百万円、浜改田、東坪池の排水路など三百八十九万円、河川美化の補助二百十万円、香南中建設用地購入の補償二百五十七万円、蒲原公民館百万円、借入金を返済する元金と利子九百二十万円、コヤシダ堰、亀木琴平線などの災害復旧のため四百七十五万円などとなっています。

新しい起債は都市計画事業に二千二百五十万円、香南中学校建設のための追加八百万円などです。

長岡、四月までに給水

水道会計

《提案の理由》経済の変動対策として国は公共事業の繰り延べなどを行なう方針で、当市もこの施策に応じるため四千三万四千円を減額することにした。

《主な内容》予算総額は四千三万四千円を減額して二億五千四十一万一千円。岡豊簡易水道新設は四十六年から工事していますが住宅団地への給水が団地の造成がおくれたため繰り延べられたので二千百万五千円を減額、三ヵ年の継続事業を五十年度までの五ヵ年間で。久礼田地区配水管布設替え工事も三百万円減額、明年度以降に水源地汚染対策や総合整備計画を含めて計画をたてることとされました。

新しい事業は、長岡地区の給水地域を拡張、古市、西島、小竜を除く長岡全域に給水できるようにするため一千百七十六万円を増額四千五百七十六万円で本年度中に給水できるようにしたものです。

国保会計（事業勘定）

《提案の理由》人事院勧告による給料、手当に三百八万六千円を追加、予備費から財源をまわし予算総額の増減なし。

【猪野茂行監査委員の略歴】昭和十一年生れの三十七歳。三十八年から市議会議員三期目、この間、建設常任委員長、産業経済副委員長を歴任。公明党県政策局長、県ボーリング連盟監査役。下野田。